

令和 2 年度における企業結合関係届出の状況

令和 3 年 7 月 7 日

公正取引委員会

第 1 株式取得等の届出受理及び審査の状況

令和 2 年度において、企業結合計画の届出を受理した件数は 266 件（対前年度比 14.2%減）であり、その内訳は、株式取得に係る届出が 223 件、合併に係る届出が 16 件、分割に係る届出が 7 件、共同株式移転に係る届出が 0 件、事業譲受け等に係る届出が 20 件であった。

令和 2 年度に届出を受理した件数 266 件のうち、「第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をした件数」は 258 件、「より詳細な審査が必要であるとして、第 2 次審査に移行した件数」は 1 件、「第 1 次審査中に取下げがあった案件」は 7 件であった。

また、令和 2 年度に審査を終了した事例のうち、当事会社が申し出た措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断したものは 6 事例、届出を要しない企業結合計画に関するもの（当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が審査を開始したもの）は 9 事例であった。

過去 3 年度の届出受理及び審査の状況は第 1 表、第 2 表及び第 3 表のとおりである。

第 1 表 過去 3 年度に受理した届出の処理状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
届出件数	321	310	266
第 1 次審査で終了した案件 ^(注 1)	315	300	258
うち禁止期間の短縮を行った案件	(240)	(217)	(199)
第 1 次審査終了前に取下げがあった案件	4	9	7
第 2 次審査に移行した案件	2	1	1

(注 1) 第 1 次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第2次審査で終了した案件 ^(注3)	3	0	1
当事会社が申し出た措置を前提に問題なしとした案件	2	0	1
排除措置命令を行った案件	0	0	0

(注2) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

(注3) 第2次審査の結果、独占禁止法上問題がないとして、排除措置命令を行わない旨の通知をしたもの。

第3表 外国企業を当事会社を含む企業結合計画に係る届出の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日本企業と外国企業の統合計画に係る届出	6	12	6
外国企業同士の統合計画に係る届出	34	39	14
合計	40	51	20

第2 行為類型別の件数

1 株式取得

(1) 国内売上高合計額別の件数（第4表）

第4表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額	株式取得会社の 国内売上高合計額					
	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	17	7	2	0	0	26
500億円以上 1000億円未満	17	7	2	2	0	28
1000億円以上 5000億円未満	54	16	9	7	2	88
5000億円以上 1兆円未満	17	9	0	8	0	34
1兆円以上 5兆円未満	15	9	10	5	2	41
5兆円以上	2	0	0	3	1	6
合計	122	48	23	25	5	223

(2) 議決権取得割合別の件数（第5表）

第5表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超 50%以下	50%超	合計
47	176	223

(注4) 議決権取得割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

2 合併

(1) 態様別の件数

合併に係る届出を態様別にみると、吸収合併が16件であり、新設合併はなかった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第6表）

第6表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 / 存続会社の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	0	0	0	0	0
200億円以上 500億円未満	1	0	2	1	0	4
500億円以上 1000億円未満	0	0	1	1	1	3
1000億円以上 5000億円未満	0	1	0	0	1	2
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	1	1	2
1兆円以上 5兆円未満	1	0	0	0	3	4
5兆円以上	1	0	0	0	0	1
合計	3	1	3	3	6	16

(注5) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を「消滅会社」とする。

3 分割

(1) 態様別の件数

分割に係る届出を態様別にみると、吸収分割が7件であり、共同新設分割はなかった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第7表）

第7表 国内売上高合計額別分割届出受理件数

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高） 承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
200億円以上 500億円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
500億円以上 1000億円未満	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
1000億円以上 5000億円未満	0(2)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(3)
5000億円以上 1兆円未満	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
1兆円以上 5兆円未満	0(0)	0(0)	0(2)	0(0)	0(0)	0(2)
5兆円以上	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)
合計	0(4)	0(0)	0(2)	0(1)	0(0)	0(7)

(注6) 括弧外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、括弧内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

4 共同株式移転

共同株式移転に係る届出はなかった。

5 事業譲受け等

(1) 態様別の件数

事業譲受け等に係る届出を態様別にみると、事業譲受けが20件であり、事業上の固定資産の譲受けが3件であった。

(2) 国内売上高合計額別の件数（第8表）

第8表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
譲受会社の 国内売上高合計額						
200億円以上 500億円未満	4	0	0	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	5	1	0	0	0	6
1000億円以上 5000億円未満	2	2	0	0	0	4
5000億円以上 1兆円未満	3	1	0	0	0	4
1兆円以上 5兆円未満	2	0	0	0	0	2
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	16	4	0	0	0	20

(注7) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第3 業種別届出受理件数（第9表）

1 株式取得

株式取得に係る届出 223 件のうち、「その他」を除けば、「製造業」が 52 件と最も多く、以下、「卸・小売業」が 36 件、「運輸・通信・倉庫業」が 13 件と続いている。

2 合併

合併に係る届出 16 件のうち、「その他」を除けば、「製造業」及び「卸・小売業」が各 4 件と最も多く、以下、「運輸・通信・倉庫業」が 2 件と続いている。

3 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出 7 件のうち、「製造業」、「卸・小売業」、「運輸・通信・倉庫業」、「サービス業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」が各 1 件であった。

4 共同株式移転

共同株式移転に係る届出はなかった。

5 事業譲受け等

事業譲受け等に係る届出 20 件のうち、「製造業」が 11 件と最も多く、以下、「卸・小売業」が 5 件、「運輸・通信・倉庫業」が 2 件と続いている。

第9表 業種別届出受理件数

業 種 別	株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	4	0	0	0	0	0	4
製 造 業	52	4	0	1	0	11	68
卸 ・ 小 売 業	36	4	0	1	0	5	46
不 動 産 業	7	0	0	0	0	0	7
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	13	2	0	1	0	2	18
サ ー ビ ス 業	12	1	0	1	0	1	15
金 融 ・ 保 険 業	6	0	0	0	0	0	6
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業	3	0	0	1	0	0	4
そ の 他	90	5	0	2	0	1	98
合 計	223	16	0	7	0	20	266

(注8) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割及び吸収分割においては事業を承継した会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受けた会社の業種による。

第4 形態別届出受理件数（第10表）

1 株式取得

株式取得に係る届出 223 件のうち、水平関係を含むものが 141 件と最も多く、以下、垂直関係（前進）を含むものが 75 件、垂直関係（後進）を含むものが 57 件と続いている。

（注9） 形態別とは、次の分類による。以下同じ。

- （1）水平関係：当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合
- （2）垂直関係：当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合
 - 前 進：株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合
 - 後 進：前進の反対方向にある会社と企業結合を行う場合
- （3）混合関係：水平・垂直のいずれにも該当しない場合
 - 地域拡大：同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合
 - 商品拡大：生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合
 - 純 粋：上記のいずれにも該当しない場合

（注10） 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

2 合併

合併に係る届出 16 件のうち、水平関係を含むものが 14 件と最も多く、以下、垂直関係（後進）を含むものが 6 件、混合関係（商品拡大）を含むものが 4 件と続いている。

3 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出 7 件のうち、水平関係を含むものが 6 件と最も多く、以下、垂直関係（前進）を含むものが 3 件、混合関係（商品拡大）を含むものが 1 件と続いている。

4 共同株式移転

共同株式移転に係る届出はなかった。

5 事業譲受け等

事業譲受け等に係る届出 20 件のうち、水平関係を含むものが 15 件と最も多く、以下、垂直関係（後進）を含むものが 4 件、混合関係（地域拡大）を含むものが 2 件と続いている。

第10表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		141	14	0	6	0	15
垂直関係	前進	75	2	0	3	0	0
	後進	57	6	0	0	0	4
混合関係	地域拡大	46	1	0	0	0	2
	商品拡大	40	4	0	1	0	1
	純粹	41	0	0	0	0	1
届出受理件数		223	16	0	7	0	20

(注11) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第11表 過去3年度における水平型、垂直型及び混合型企業結合の届出の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水平型企业結合	179 (56%)	187 (60%)	176 (66%)
垂直型企业結合	129 (40%)	128 (41%)	118 (44%)
混合型企業結合	105 (33%)	135 (44%)	125 (47%)
合計	321 (100%)	310 (100%)	266 (100%)

(注12) 複数の水平型、垂直型及び混合型に該当する企業結合の場合、該当するものを全て集計している。そのため、割合の合計は100%とならず、また合計は届出受理件数と必ずしも一致しない。

資料 企業結合関係の届出・報告件数の推移 (注1)

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元 2	112 114	0 1	264 223			12 16	12 7	3 0	19 20

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えると届け出なければならないこととされていたが、改正後

の独占禁止法では廃止された。

- (注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。
- (注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。
また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。
- (注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。
また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。
- (注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。
- (注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。
また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

企業結合審査について

企業結合（株式保有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転，事業譲受け等）によって競争が実質的に制限されることとなる場合には，①需要者の選択肢が狭まり需要者が不利益を被るだけでなく，②需要に適切に対応しようとする当事会社のインセンティブが失われ，その結果当事会社が更に成長する機会を逸することとなり，ひいては経済の活性化を妨げることとなる。

このため，独占禁止法は，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し，公正取引委員会は，独占禁止法の規定に従って，企業結合審査を行っている。

1 企業結合審査の流れ

(1) 届出を要する企業結合計画

以下の表1のような一定の条件を満たす会社が企業結合を行う場合は，あらかじめ公正取引委員会に届出を行わなければならない。

届出のあった企業結合について，公正取引委員会が届出受理の日から30日以内に独占禁止法の規定に照らして問題がないと判断した場合は，この期間内に審査が終了する（第一次審査）。

また，公正取引委員会が詳細な審査を行う必要があると判断した場合は，届出会社に対して必要な報告等を求める（第二次審査）。そして，全ての報告等を受理した日から90日以内に，この企業結合が独占禁止法の規定に照らして問題があるかどうかを判断する。

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断された場合でも，当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講ずることで，その問題を解消することができる場合には，この企業結合は独占禁止法上問題とならないと判断される（この企業結合を行うことができる）。

(2) 届出を要しない企業結合計画

届出を要しない企業結合を計画している会社から，公正取引委員会に対し，当該企業結合計画に関して，具体的な計画内容を示して相談があった場合には，

公正取引委員会は、届出を要する企業結合計画について届出が行われた場合に準じて対応する。

また、当事会社のうち実質的に買収される会社の国内売上高等に係る金額のみが届出基準に満たさないために届出を要しない企業結合計画のうち、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、公正取引委員会は、当事会社に資料等の提出を求め、企業結合審査を行う。

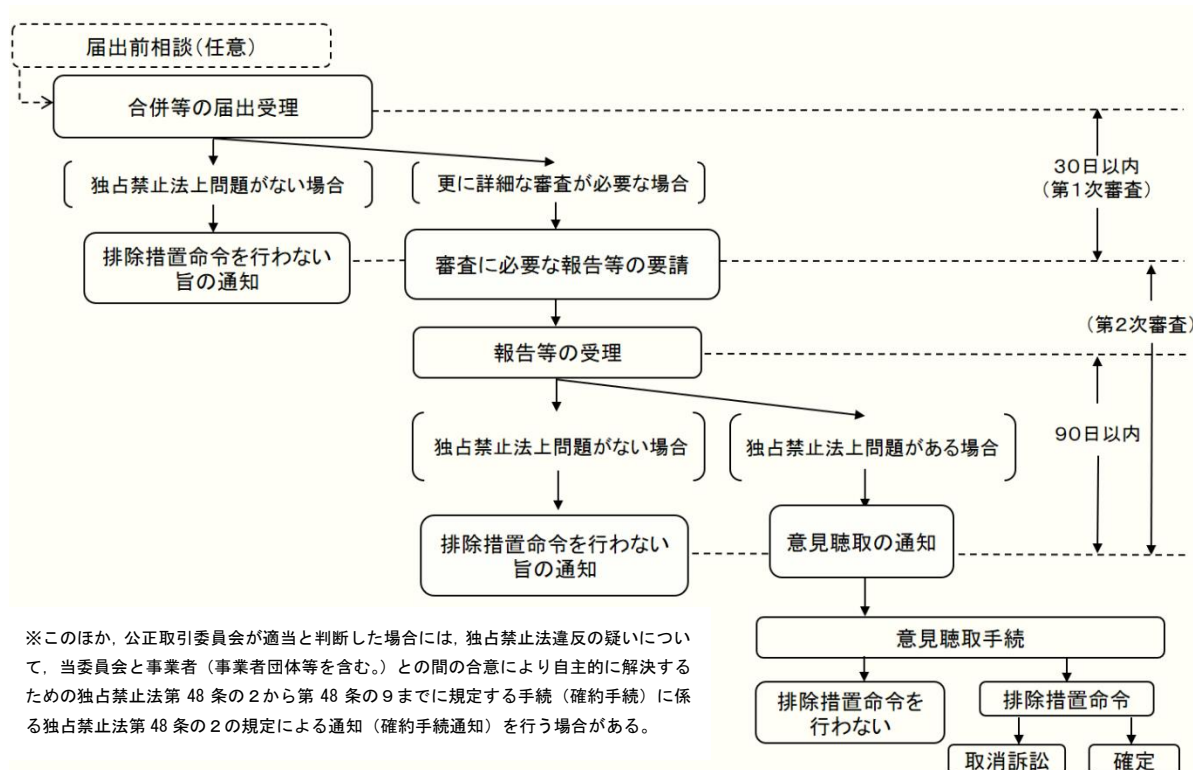
表1 類型別の届出を要する場合の概要

類型（関係法条）		届出を要する場合の概要
株式取得（第10条）		① 国内売上高合計額 ^(注1) 200億円超の会社が ② 株式発行会社とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円超の株式発行会社の株式を取得し ③ 議決権保有割合 ^(注2) が20%又は50%を超えることとなる場合
合併（第15条）、 共同株式移転（第15条の3）		① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 合併（又は共同株式移転）をする場合
分割 （第15条の2）	共同新設 分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社と ② 国内売上高合計額50億円超の会社が ③ 共同新設分割により設立する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高合計額50億円超の会社に ③ その事業の全部を承継させる場合 等
事業等譲受け（第16条）		① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の会社から事業の全部の譲受けをする場合 又は ① 国内売上高合計額200億円超の会社が ② 国内売上高30億円超の事業の重要部分（又は事業上の固定資産の全部若しくは重要部分）の譲受けをする場合

（注1）国内売上高合計額とは、企業結合集団（届出会社の「最終親会社」及びその子会社から成る集団）内の会社等の国内売上高を合計した額をいう。

（注2）議決権保有割合とは、企業結合集団に属する会社等が保有する議決権の割合をいう。

表2 企業結合審査のフローチャート



※このほか、公正取引委員会が適当と判断した場合には、独占禁止法違反の疑いについて、当委員会と事業者（事業者団体等を含む。）との間の合意により自主的に解決するための独占禁止法第48条の2から第48条の9までに規定する手続（確約手続）に係る独占禁止法第48条の2の規定による通知（確約手続通知）を行う場合がある。

2 企業結合審査の基本的な考え方

公正取引委員会が企業結合審査を行う際の考え方は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（いわゆる「企業結合ガイドライン」）として公表されている。

まず、需要者がどの範囲の供給者から商品・役務を調達できるかという観点から一定の取引分野（市場）の範囲を画定した上で、この企業結合によって競争が実質的に制限されることとなるかどうか、つまり、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうかという観点から独占禁止法上問題となるかどうかを検討される。

(1) 一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるかどうかを判断するための範囲（「商品範囲」と「地理的範囲」）を示すものである。

この一定の取引分野は、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点から画定される。

需要者にとっての代替性は、ある地域で、ある事業者が、ある商品・役務を独占して供給しているという仮定の下で、その独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、「小幅ではあるが実質的かつ一時的ではない価格引上げ」をした場合に、需要者がその商品・役務の購入を他の商品・役務や他の地域に振り替える程度を考慮して判断される。

- ・ 一定の取引分野（市場）を画定する際の上記のような考え方は、SSNIP（スニップ）（Small but Significant and Non-transitory Increase in Price）テストと呼ばれている。
- ・ SSNIP テストは、欧米においても用いられている考え方である。
- ・ 「小幅ではあるが実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については5%～10%程度、期間については1年程度のものを指す。

(2) 競争の実質的制限

ア セーフハーバー基準

(7) 水平型企业結合のセーフハーバー基準

企業結合後のHHI^(注3)が次の①から③のいずれかに該当する市場では、水平型企业結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない(直ちに「白」と判断される)。

- ① 企業結合後のHHIが1,500以下である場合
- ② 企業結合後のHHIが1,500超2,500以下であって、かつ、HHIの増分^(注4)が250以下である場合
- ③ 企業結合後のHHIが2,500を超え、かつ、HHIの増分が150以下である場合

(注3) HHIは、この一定の取引分野での各事業者の市場シェアの2乗の総和によって算出される。

(注4) 企業結合によるHHIの増分は、当事会社が2社であった場合、当事会社のそれぞれの市場シェアを乗じたものを2倍することによって計算できる。

(イ) 垂直型企业結合と混合型企業結合のセーフハーバー基準

企業結合後の当事会社グループが次の①又は②に該当する場合には、垂直型企业結合や混合型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない(直ちに「白」と判断される)。

- ① 当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である場合
- ② 当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後のHHIが2,500以下の場合であって、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが25%以下である場合

イ セーフハーバー基準に該当しない場合

セーフハーバー基準に該当しない場合には、①当事会社グループの単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうか、また、②当事会社グループとその競争者が協調的行動を採ることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを検討される。

この検討では、①当事会社グループの単独行動による競争の実質的制限については、ヒアリングやアンケート調査などから判明した市場や取引の実態

に基づき、「当事会社の市場における地位が高まること等により、企業結合後に当事会社グループによる価格引上げ等が容易になるかどうか」、当事会社の価格引上げ等に対し、「競争者からの競争圧力が働くかどうか」、「輸入品や参入者からの競争圧力が働くかどうか」、「需要者の対抗的な交渉力に基づく競争圧力が働くかどうか」、「隣接市場の競合品からの競争圧力が働くかどうか」等について検討の上判断される。

同様に、②当事会社グループとその競争者の協調的行動による競争の実質的制限についても、「企業結合後に当事会社グループと競争者が協調して価格引上げ等を行いやすくなるかどうか」、当事会社グループと競争者の協調的な価格引上げ等に対し、「輸入品や参入者からの競争圧力が働くかどうか」、「需要者の対抗的な交渉力に基づく競争圧力が働くかどうか」、「隣接市場の競合品からの競争圧力が働くかどうか」等について検討の上判断される。

(3) 問題解消措置

企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合でも、当事会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることにより、その問題を解消することができる場合がある。

問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討される。

問題解消措置は、企業結合によって失われる競争を回復することができるものであることが基本であり、事業譲渡等構造的な措置が原則であるが、技術革新等により市場構造の変動が激しい市場では、むしろ、一定の行動に関する措置を採ることのほうが妥当な場合もある。